② 受託者は、業務内容及びインフラ民活事業の計画等を把握し、業務の実施に当たっては、常に監督官と協議を行い、業務の適正な履行に努めるものとする。
③ 受託者は、業務の適正かつ円滑な履行を確保するために、監督官と協議の上、監督官に対して必要な報告及び提案を行うものとする。
④ 受託者が、監督官に対して業務に係る報告又は提案を行う場合には、電子データ（ワード等）で作成し、作成年月日を入れたものを電子メールで送ることとする。また、緊急又はやむを得ない事情がある場合には口頭により行うことができるものとするが、後日、書面を提出しなければならない。
⑤ 受託者は、インフラ民活事業に係る米国政府担当官及び関係者（以下、「米国担当官等」という。）から連絡・調整を受けた場合には、速やかに監督官にその内容を書面により正確に報告すること。
⑥ 監督官の指示により米国担当官等へ連絡・調整を行う場合には、その内容を相手に正確に伝え、その結果について速やかに監督官に報告すること。

2 個別事項

受託者は、インフラ民活事業に関し、次の①～④の業務を実施するものとする。なお、グアムにおけるインフラ整備の全体計画の概略は以下のとおりと想定している。

電　力：既設燃料タービン改修３機（合計約60MW）
　架空・地中送配電線網新設、改修一式
上水道：井戸新設（約28箇所）及び付帯施設
　井戸改修一式
　貯水／送配水システム建設一式
下水道：一次処理施設改修（北部地区下水処理場）
　二次処理施設新設（北部地区下水処理場、ハガッニャ下水処理場）
　下水収集システム（下水管敷設、下水ポンプ場）改修一式

① 設計及び事業費の精査　受託者は、監督官の指示により、インフラ民活事業（上水道、下水道）に係る設計及び事業費等について精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当たっては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。
② 事業実施に係る資料の作成　受託者は、監督官の指示により、インフラ民活事業（電力、上水道及び下水道）の実施に係る資料（入札公告、提案要求書等）の案を作成し、監督官に報告するものとする。また、案の作成に当たり、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。
③ 現地補助業務　受託者は、監督官の指示により、グアムにおいてインフラ民活事業（電力、上水道及び下水道）の実施に係る資料（入札公告、提案要求書等）の収集・整理、事業（上水道、下水道）の進捗状況の確認及び同事業の実施に必要な調整等を行い、監督官に報告するものとする。
④ 現地調査業務　受託者は、監督官の指示により、業務に関する資料収集、ヒアリング、現地会議等のため、関係する海外及び国内の現地等において調査、調整を行うものとする。
⑤ 旅費　監督官の指示により行う日本国外等での作業日数は以下のとおり見込んでおり、後日、実績により精算を行うものとする。
　グアム：２名×９日間×９回（管理技術者又は担当技術者）（実働７日間／回当たり）
　ハワイ：４名×４日間×１回（管理技術者又は担当技術者）
　米国本土（ワシントンＤ．Ｃ．等）：４名×４日間×１回（管理技術者又は担当技術者）
　沖縄：４名×４日間×１回（管理技術者又は担当技術者）

※１　米国本土における業務場所については、ワシントンＤ．Ｃ.とするが、米側との調整によっては、別の場所となる場合があり、後日、精算を行うものとする。
　２　上記日数は移動日＋現地滞在期間の日数であり、その前後１日は打合せ、資料整理等の日数として見込むこと。

3 その他
① 受託者は、日本国外等での業務処理に必要な車両（４～５人乗り）１台を当該業務期間に準備するものとする。
② 受託者は、業務処理に当たって、入門手続きその他米側が定める諸規定に従うものとする。
③ 受託者は、米国担当官等に対する連絡・調整を行った場合には、速やかに監督官に報告することとする。
④ 業務処理報告書
　受託者は、本仕様書に基づき業務を実施した場合には、付紙第１に示す業務処理報告書を作成の上、監督官に報告するものとする。
⑤ 打合せ記録簿
　受託者は、監督官と実施した協議、打合せ、報告等の内容について付紙第２に示す打合せ記録簿を作成し、提出するものとする。
⑥ 受託者は、現地において行う業務に係る経費（航空運賃、日当、宿泊費、現地諸経費及び雑費等）は、実費を当省の基準等により精査のうえ、精算するものとする。

⑷ 履行期限　平成24年３月30日

2 参加資格、選定基準及び評価基準
⑴ 企画提案書の提出者に要求される資格　以下に掲げる資格要件を満たしている企業であること。（②及び③については、どちらか一方を有していればよい。）
① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
② 平成22・23・24年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（③調査・研究又は⑮その他）」に係る級別の格付けを受け、そのランクが「A」等級の者であること。
③ 装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係る資格のうち、いずれか一つ以上の資格の決定を受け、そのランクが「A」等級の者であり北関東防衛局に競争参加を希望していること。
※なお、特定時において、平成23・24年度の前記に係る資格の決定を受けている必要がある。
④ 参加表明書の提出期限から契約までの間に、北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと、又は、防衛省から取引停止等を受けている期間中でないこと。
⑤ 暴力団関係業者の排除
ア）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するような要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ）見積合わせ後、契約を締結するまでの間に、都道府県警から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

⑵ 企画提案書の提出者を選定するための基準
① 同種又は類似の業務の実績
② 配置予定管理担当者の資格、経験、手持ち業務の状況等
⑶ 企画提案書を特定するための評価基準
① 同種又は類似の業務の実績
② 配置予定担当者の資格、経験、手持ち業務の状況等
③ 業務実施方針及び手法
　業務内容や必要とされる能力への理解度、業務の実施体制、業務実施方針等の明確性、実現可能性、実施フローの妥当性等

3 手続等
⑴ 担当部局　〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１
・契約手続に関すること
　防衛省経理装備局会計課契約係　電話03―3268―3111　内線20813
・業務内容に関すること
　防衛省地方協力局地方協力企画課グアム移転事業室　電話03―3268―3111　内線36167